

田辺市郵便入札に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田辺市が執行する郵便により行う競争入札（入札者が郵送の方法で入札書を提出し、一堂に会することなく執行する入札方法をいう。以下「郵便入札」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(入札方法の指定)

第2条 郵便入札においては、入札公告又は指名通知書等に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期日
- (3) 入札書の提出先
- (4) その他必要と認める事項

(入札書等)

第3条 郵便入札における入札書は、田辺市役所契約課のホームページにて掲載している所定の様式を使用しなければならない。ただし、指名通知書等で特に指定するものがある場合は、この限りでない。

- 2 入札書の提出は、入札者の代表者又は入札参加資格等登録の際の届出により委任を受けている者のみが行えるものとし、代理人その他の者が行うことはできない。
- 3 入札執行者に対して提出された入札書その他の書類は、返却しないものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第4条 入札者は、入札書等を、入札公告又は指名通知書等によりあらかじめ指定する日に、指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。この場合において、持参、電報、電子メール又はファックスその他の郵送以外の方法による提出は、認めない。

- 2 前項の規定による郵送は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。
- 3 入札書を郵送する場合は、次の各号に掲げる要件を遵守し、提出しなければならない。
 - (1) 入札案件1件につき、ひとつの封筒を使用するものとする。なお、封筒は、長形3号封筒を使用するものとする。
 - (2) 前号の封筒へは、次に掲げる書類のみを入れて封かんしなければならない。なお、封かんについては、別に定める「郵便入札の手順について」を参照の上、行わなければならない。
 - ア 入札書
 - イ 入札公告又は指名通知書等により定められた書類
 - (3) 低入札価格調査制度において調査基準価格を下回る入札を行う者は、低入札価格調査報告書のうち、様式1から3までを入札書等とともに同封しなければならない。この場合においては、第1号の規定にかかわらず、封筒のサイズは、指定しないものとする。なお、その他の低入札価格調査報告書については、入札執行者が提出期日を定め、必要に応じて、提出を求めるものとする。
 - (4) 封筒については、入札公告又は指名通知書等により定められた「封筒用貼付用紙」に住所、商号又は名称等を記載した上で、入札書等を入れた封筒の表面に、剥がれることがないように貼り付けなければならない。

- (5) 同日の開札日に複数の入札に参加する場合は、第1号の封筒を別封筒（以下「外封筒」という。なお外封筒のサイズは指定しない。）に入れ、別に定める「入札参加明細書」に必要事項を記載の上、これを同封して、田辺市役所契約課のホームページにて掲載している所定の様式を封筒の表面に剥がれることがないように貼り付けて封かんし、郵送することも可とする。封かんについては別に定める「郵便入札の手順について」を参照の上、行わなければならない。ただし、この場合においては、入札執行者において、開札日時以前に、外封筒のみ開封するものとする。

（郵便入札における入札書の郵送後の辞退）

- 第5条** 郵便入札においては、入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、入札開札日時までに入札辞退届を一般書留郵便又は簡易書留郵便にて、入札執行者に提出しなければならない。
- 2 前項の場合においては、持参、電報、電子メール又はファックスその他の郵送以外の方法による辞退届の提出は、認めない。
- 3 入札者は、一度申し出た入札辞退を撤回することはできない。
- 4 第1項の規定による入札辞退届は、代表者又は業者登録の際の届出により委任を受けている者のみが提出できるものとし、代理人その他の者による提出は認めない。

（入札の無効）

- 第6条** 田辺市建設工事等競争入札執行要領（以下「入札執行要領」という。）の5. 入札の無効に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 第4条に規定する郵送方法によらないとき
- (2) 入札書等が到着期日以外に到着したとき
- (3) 封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載（誤字、脱字等軽微なものを除く。ただし、入札参加の意思表示に疑義を生じさせる等有効と取り扱うことに支障があるものは、この限りでない。）をしたとき
- (4) 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されていないものがあるとき

（開札）

- 第7条** 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。
- 2 落札（候補）者は、入札公告又は指名通知書等により定めた方法により決定する。
- 3 開札の結果、最低価格入札者（最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。）が2者以上あるときは、別に定める「くじ抽選の方法について（郵便入札）」記載の方法によりくじを行い、落札（候補）者を決定するものとする。

（立会及び傍聴）

- 第8条** 入札書の開札には、入札事務に関係のない田辺市職員2名を開札に立ち合わせるものとする。ただし、同日に複数の開札がある場合は、入札毎に立会人が交替することを妨げない。
- 2 立会人は、係数抽出型最低制限価格制度においては、1名が係数の抽選を行い、もう1名がこれを確認し、双方相違ない旨を確認した上で、「最低制限価格設定のための係数抽出確認書」に連署するものとする。
- 3 入札執行者は、落札（候補）者を決定した場合、落札（候補）者とその価格を発表し、入札経過表を立会人に提示するものとする。
- 4 立会人は、開札全般に立会い、開札終了後に「立会人署名書」に連署しなければ

ならない。

- 5 入札書を提出した入札者（以下「入札者」という。）のうち、傍聴を希望する者は、開札を傍聴することができるものとする。ただし、市長が傍聴をさせないで開札を執行することにつき特段の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 前項の場合においては、入札者1者につき傍聴人は1名までとし、1開札グループ（開札日時を同一にする入札群をいう。）における傍聴人の定員は、5名以内（先着）とする。ただし、入札会場の広狭等を勘案し、公告又は指名通知書等において別途の定めをした場合は、この限りでない。
- 7 入札者は、傍聴を希望する場合は、あらかじめ傍聴申請書を入札執行者に提出しなければならない。
- 8 入札者は、入札執行者にあらかじめ傍聴委任状を提出しなければならない。自己に代わり代理人に傍聴をさせることができない。
- 9 開札を傍聴する入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、開札会場へ入場するに際して、別に定める傍聴者名簿に署名をするとともに、開札会場における規律の保持に関して、入札執行者の指示に従わなければならない。

（再度入札）

第9条 入札執行者は、郵便入札の開札において、落札（候補）者を決定できなかった場合においては、再度の入札を執行しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 入札執行者は、前項の規定により再度の入札を執行する場合には、開札後1回目の再度の入札の入札提出期限等を入札参加者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による再度の入札には、この要領による郵便入札の方法を準用する。ただし、その性質上、準用に適しないものについては、この限りでない。

（落札（候補）者の決定通知）

第10条 落札（候補）者が決定した場合は、速やかに当該落札（候補）者に結果を通知するものとする。

（入札結果の公表）

- 第11条** 郵便入札の結果については、入札後速やかにその入札結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表の方法等については、入札公告又は指名通知書等により別に定めるところによる。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の執行については、田辺市契約規則、田辺市入札方針、入札執行要領に準じて行うものとする。また、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月15日から施行する。